## (参考) 用地補償総合技術業務共通仕様書 新旧対照表

(新) (旧)

## 第1条 略

第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一から六まで 略

七 「検査員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契 約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

八から三十一まで 略

第3条から第12条まで 略

#### (書類提出)

- 第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督 第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督 員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係 る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求 | に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者にお 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者にお いて様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場 合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務につ いて、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変 更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」 をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、契約時は契 約締結後10日(閉庁日を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日か ら10日(閉庁日を除く。)以内に、完了時は業務完了後10日(閉庁日を除く。) 以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。
- 4 登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信さ れる。なお、変更時と完了時の間が、10日間(休日等を除く。)に満たない場合 は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 5 受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テ ┃5 受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに クリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機

## 第1条 略

第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一から六まで 略

七 「検査員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契 約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

八から三十一まで 略

第3条から第12条まで 略

# (書類提出)

- 員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係 る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求 に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- いて様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場 合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務につ いて、業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)に基づき、契約・変 更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約 時は契約締結後10日(閉庁日を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があっ た日から、10日(閉庁日を除く。)以内に、完了時は業務完了後、10日(閉庁日を 除く。) 以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請 しなければならない。
- 4 受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロード し、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10 日間(閉庁日を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとす
- 発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登

関に登録申請       しなければならない。         6       略	<ul><li>録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</li><li>6 第3項から前項までの規定は、農業農村整備事業には適用しない。</li></ul>
第14条から第23条まで 略	第14条から第23条まで 略
(修補) 第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2及び3 略 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書 第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	(修補) 第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2及び3 略 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書 第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
(条件変更等) 第25条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な 状態」とは、契約書 <u>第29条</u> 第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の ほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 略	(条件変更等) 第25条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な 状態」とは、契約書 <u>第28条</u> 第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の ほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 略
第26条から第43条まで 略	第26条から第43条まで 略
様式第1-1号から様式第8号まで ※ 各様式中、以下のとおり改める。 <u>日本産業規格</u> <u>年 月 日</u> <u>年度</u>	様式第1-1号から様式第8号まで ※ 各様式中、以下を改める。
様式第9号 略	様式第9号 略